## 牛込簞笥地域センター事務補助員を募集

【対象】国籍を問わず、パソコン（ワード・エクセル等）を操作できる方、若干名
【勤務期間】4月1日～9月30日
【勤務日時】月14日程度、1日5時間のシフト制（午前8時30分～午後1時30分・午後0時30分～5時30分・午後5時～10時）。土・日曜日、祝日等の勤務あり
【勤務内容】集会室等の利用受け付け、施設管理ほか
【賃金（時給）】940円（午後5時～10時は990円）
【選考】▼1次…作文等、▼2次…1次合格者に面接（3月5日㈯）
【勤務場所・申込み】履歴書（写真を貼る）と作文（課題は募集要項に記載）・所定の質問票を、2月27日㈯午後5時までに**牛込簞笥地域センター**（簞笥町15）☎（3260）3677へお持ちください。
※募集要項・質問票等は同センターで配布するほか、ホームページ（HP http://www2.odn.ne.jp/~hak34780/）からも取り出せます。

## 2月は28日　第4日曜日の区役所本庁舎窓口開設

【開設時間】午前9時～午後5時
【開設場所】区役所本庁舎1階（国民健康保険・区税証明は1階に臨時窓口を設置）
※本庁舎1階の出入口をご利用ください。

**取り扱い事務**

必要書類や本人確認書類（代理人の場合は委任状と代理人の本人確認書類）等がないと、届出や証明書等の交付ができない場合があります。事前に必ず担当係へお問い合わせください。
※他の機関に確認が必要な手続きなどは、取り扱えない場合があります。

◎**住民記録**
▶転入・転出・転居・世帯変更の届出（国外からの転入は取り扱いません）、▶外国人住民の住居地届（在留カードまたは特別永住者証明書（在留カード等へ切り替える前の方は外国人登録証明書）が必要）、▶住民票の写し、住民票記載事項証明書の交付（請求できるのは、ご本人か同一世帯の家族のみ。広域交付住民票の写しは発行できません）、▶不在住証明書の交付、▶印鑑登録申請・廃止の届出、▶印鑑登録証明書の交付（印鑑登録証（カード）が必要）、▶自動交付機の利用登録申請、▶通知カードの申請、▶個人番号カードの交付、▶個人番号カードへの電子証明書の申請、▶特別永住者に関する申請等
【問合せ】**戸籍住民課住民記録係**（本庁舎1階）☎（5273）3601へ。

◎**戸籍**
▶戸籍届書の預かり（届書の内容確認等は翌開庁日に行います）、▶火葬・改葬許可証、区民葬儀券の交付、▶戸籍・除籍・改製原戸籍謄抄本、戸籍・除籍全部（個人）事項証明書、戸籍の附票の写しの交付（請求できるのは、その戸籍に記載されている方とその配偶者、直系血族（関係が確認できる書類が必要）のみ）、▶身分証明書、不在籍証明書の交付
【問合せ】**戸籍住民課戸籍係**（本庁舎1階）☎（5273）3509へ。

◎**国民健康保険**
▶資格の取得・喪失
【問合せ】**医療保険年金課国保資格係**（本庁舎4階）☎（5273）4146へ。

◎**区税**
▶納税・課税（非課税）証明書の交付（申告等により税情報がある方のみ）
【問合せ】**税務課収納管理係**（本庁舎6階）☎（5273）4139へ。

## 2月28日は 国民健康保険料の納付相談も実施します

指定期限を過ぎても納付がない場合は、差し押さえなどの滞納処分を行うことになります。

国民健康保険料を滞納している方は、この機会に相談においでください。同時に納付も受け付けます。

【開設日時】2月28日㈰午前9時～午後4時30分
【開設場所・問合せ】**医療保険年金課納付相談係**（本庁舎4階）☎（5273）3873・4530・FAX（3209）1436へ。
※国保料催告センターから、電話で納付確認のご案内をしています。
※火曜日は午後7時まで窓口を延長し、相談・納付をお受けしています。

## 2月28日は 28年度の住民税の申告も受け付けます

申告の内容は、国民健康保険料・介護保険料等の算定の資料になります。収入が一定額以下の方も、申告書の提出にご協力ください。
【開設日時】2月28日㈰午前9時～午後5時
【開設場所・問合せ】**税務課課税第一係・第二係**（本庁舎6階）☎（5273）4107・4108・FAX（3209）1460へ。
※住民税の申告が必要な方は、3月15日㈫までに税務課（本庁舎6階）へ申告してください。申告書は郵送でも提出できます。

**●便利な口座振替のご利用を**

普通徴収の住民税は、口座振替で納められます。口座振替を申し込むと、納期限の日にご指定の口座から引き落とします。納め忘れもなく安心なのでご利用ください。希望する方は、収納管理係へご連絡ください。口座振替依頼書をご自宅へ郵送しますので、記入・押印の上、返送してください。5月10日（必着）までに提出した場合は、28年度第1期分から口座振替になります。
【問合せ】**税務課収納管理係**（本庁舎6階）☎（5273）4139へ。

## 経済センサス活動調査 調査員を募集

「経済センサス活動調査」は、6月1日を調査期日として、全国一斉に実施される国の基幹統計調査です。

5月～6月に区内の事業所を訪問し、調査の説明と調査票の配布・回収などをする調査員を募集します。
【対象】原則として20歳以上で、平日に調査活動や説明会への参加等、区内で活動できる方
【報酬】3～5万円程度（担当する事業所数等により異なります）
【申込み】3月4日㈮までに電話で**地域調整課統計係**（新宿7―3―29、子ども総合センター3階）☎（5273）0171へ。申し込みされた方には、後日面接があります。

## 区立あゆみの家 非常勤職員を募集

【職種】①生活支援員、②作業療法士
【対象】①は2名、②は作業療法士の資格がある方、1名
【勤務日時】原則として月～金曜日のうち、①は週5日・②は週2日、いずれも午前10時～午後4時（応相談）
【報酬（時給）等】①千200円、②2千400円。交通費は実費支給（限度額あり）、勤務日数に応じて社会保険等に加入
【選考】書類、面接
【勤務場所・申込み】電話で**あゆみの家**（西落合1―30―10）☎（3953）1230へ。面接日を予約の上、履歴書をお持ちください。

## 確定申告はお早めに

### 申告書の作成は国税庁ホームページで

**◆所得税及び復興特別所得税・贈与税の申告・納税は3月15日㈫まで**
**◆個人事業者の消費税及び地方消費税の申告・納税は3月31日㈭まで**

**●申告書の作成会場を新宿住友ビル47階に開設中**

所得税及び復興特別所得税・贈与税・個人消費税の確定申告書の作成会場を、新宿住友ビル47階（西新宿2―6―1、**左地図参照**）に開設しています。
【開設期間】3月15日㈫まで（土・日曜日を除く）
※2月21日㈰・28日㈰は開場します。
【受付時間】午前9時～午後4時（相談は午前9時15分から）
※税務署内に確定申告書作成会場は設置していません。
※作成済みの申告書は税務署に提出してください。

**●復興特別所得税の記入漏れにご注意ください**

平成49年分までは、復興特別所得税（原則として各年分の所得税額の2.1％）を所得税と併せて申告・納付することになっています。復興特別所得税額の記入漏れのないようご注意ください。

還付申告の方も含め、申告するすべての方について、復興特別所得税額欄の記入が必要です。

**●国税庁ホームページで申告書の作成ができます**

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で画面案内に沿って金額等を入力すると、税額等が自動計算され、申告書等が作成できます。作成した申告書等は、印刷して税務署に提出できます（白黒でも可）。

また、作成した申告書等に電子証明書を添付して、送信（提出）もできます（e―Tax）。詳しくは、国税庁ホームページでご案内しています。

**●区役所でも申告書等を提出できます**

作成した確定申告書等は、区税務課（本庁舎6階）でも受け付けます。
【受付日時】3月15日㈫までの午前8時30分～午後5時（土・日曜日を除く。火曜日は午後7時まで）

**●申告書等は郵送でも提出できます**

管轄の税務署へお送りください（新宿住友ビル内の会場へは郵送できません）。申告書の控えに税務署の受付印が必要な方は、作成した申告書2部（提出用、控用。いずれも鉛筆での記入は不可）のほか、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

**●税理士の無料申告相談**

【日程・会場】
▼新宿税務署管内の方
2月19日㈮まで…区役所第1分庁舎1階ロビー（歌舞伎町1―5―1）
▼四谷税務署管内の方
2月19日㈮まで…若松地域センター（若松町12―6）
【相談時間】午前9時30分～12時・午後1時～4時（受け付けは終了時間の30分前まで）
※譲渡所得のある方、税理士に依頼している方、贈与税の相談はご遠慮ください。
※車での来場はご遠慮ください。
※申告書の提出のみの方は税務署に提出してください。
※確定申告に必要な書類・印鑑等をお持ちください。

**●税理士記念日「税の無料相談会」**

税に関する全般的な相談をお受けします（申告書の提出はできません）。
【日時・会場】▼新宿税務署管内の方…2月23日㈫…東京税理士会新宿支部（西新宿7―15―8、日販ビル3階）、▼四谷税務署管内の方…2月21日㈰…東京税理士会四谷支部（四谷3―7―6、NK第8ビル2階）、いずれも午前9時30分～11時30分・午後1時～3時30分

**●にせ税理士にご注意を**

税理士資格がない者が、税務相談・税務書類の作成・税務代理などをすることは、法律で禁じられています。

税理士は税理士証票を携行し、税理士バッジを着用しています。税理士をかたる不審な人物には十分ご注意ください。

【問合せ】▼**新宿税務署**（〒169・8561北新宿1―19―3）☎（3362）7151、▼**四谷税務署**（〒160・8530三栄町24）☎（3359）4451、▼**国税庁ホームページ**（HP http://www.nta.go.jp/）

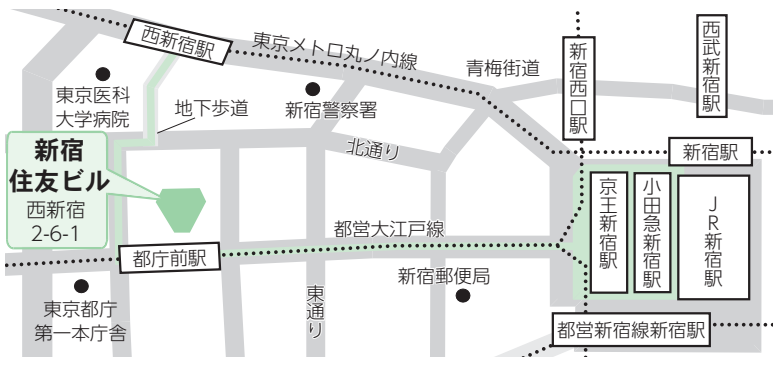


★ 区役所へ車でおいでの際は、本庁舎地下駐車場をご利用ください。　※新宿サブナード地下駐車場は、区役所来庁の代替駐車場としてのご利用はできません ★